

仕様書

1 総則

1.1 適用範囲

1.1.1 本仕様書は、蛍光顕微鏡装置で使用するハードウェア、ソフトウェア及びその他の物品（以下「機器等」という。）について適用する。

1.2 質疑等について

1.2.1 本仕様書に関する事前の確認及び内容についての質疑は、書面により行うこと。
1.2.2 質疑等の内容及び回答については、入札参加資格確認を受けた全ての業者に配付する。ただし、警察情報システムの情報セキュリティを侵害するおそれがある事項については、その旨のみを回答し、質疑は受け付けない。

2 入札参加者に関する事項

2.1 機器等構成の作成

- 2.1.1 入札参加者は、本仕様書に基づいて概要設計を実施し、積算の上、システム構成を決定すること。
なお、本仕様書に明記されていない場合でも、機器等を動作させるために必要となるものについては、これをシステム構成に含むこと。
- 2.1.2 システム構成には、機器等に関する、搬入、設置、電源措置、配線措置、接続、調整、セキュリティパッチの適用等、全ての作業に要する費用及び保守に関する費用を含むこと。
- 2.1.3 決定したシステム構成に基づいて、機器等のシステム構成表及び実施作業表を作成して入札参加資格審査までに総務部会計課（以下「会計課」という。）に提出し、刑事部科学捜査研究所（以下「科学捜査研究所」という。）の確認を受け、指摘を受けた部分は是正すること。
- 2.1.4 機器等のシステム構成表には、全ての作業とその作業を行う事業者を明記すること。
- 2.1.5 機器等のうち、重要な情報セキュリティに関するものについては、原則としてITセキュリティ評価及び認証制度による認証を取得しているものから選定することとし、それが困難である場合には、科学捜査研究所に確認の上、最適なものを選定すること。
- 2.1.6 機器等の製造工程において意図しない変更が加えられないよう、次の適切な措置が執られており、当該措置を継続的に実施していること。
- 機器等の製造工程の履歴に関する記録を含む製造工程の管理体制が適切に整備されていること。
 - 機器等は不正な変更が加えられないように製造者等が定めたセキュリティ確保のための基準等が整備された機器等であること。
 - 機器等の設計から部品検査、製造、完成品検査に至る工程について、不正な変更が行われないことを保証する管理が一貫した品質保証体制の下でなされていること。機器に不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等により原因を調査し、排除できる体制を整備している生産工程による製品であること。
 - 情報システムを構成する要素（ソフトウェア及びハードウェア）に対して不正な変更があった場合に識別できる構成管理体制が確立していること。
 - 入札参加者が情報システムを構成する要素（ソフトウェア及びハードウェア）として採用した機器等について、不正な変更が加えられていないことを検査する体制が入札参加者において確立していること。

2.2 情報セキュリティ管理体制等の確認

2.2.1 出荷引受業者は、原則として第三者による情報セキュリティ管理体制等の認定を受け、入札日までに次のいずれか又は同等以上のものを取得済みであること。

- ISMS 認証
- P マーク

なお、前記の認定を受けていない場合は、入札日までに官公庁に対し同種の取引実績を有すること。前記の事項を証明する書類（写し）又は官公庁との取引実績を示す書類を入札参加資格審査までに会計課に提出し、科学捜査研究所の確認を受けること。

3 受注者に関する事項

3.1 基本的事項

3.1.1 受注者（出荷引受業者を含む。以下同じ。）は、警察情報システムの重要性を十分に認識した上で、納入の前後であっても、受注者の全責任において、万が一にも運用中の他システムに影響を与えないように配慮して、作業を実施すること。

3.2 機器等の賃貸借期間

3.2.1 機器等の賃貸借期間は、令和6年8月1日から令和13年7月31日までとし、科学捜査研究所が指定する日までに稼働可能な状態で納入すること。
なお、運用開始日までの保守については、受注者の負担とする。

3.3 機器等の構築作業

3.3.1 受注者は、受注決定後、速やかに科学捜査研究所と協議の上、導入に係る作業計画書を作成して提出すること。

3.3.2 受注者は、機器等の構築作業に当たり、作業責任者及び作業員（以下「作業責任者等」という。）を事前に科学捜査研究所に報告し、承認を受けること。

3.3.3 受注者及び作業責任者等は、京都府警察が定める誓約書と作業員名簿を受注決定後速やかに提出すること。また、作業責任者等に変更があった場合には、その都度誓約書及び作業員名簿を提出すること。

3.3.4 誓約書は、京都府警察において直接作業を行う者だけではなく、受注者側において本仕様書に関わる作業を行う者（派遣社員、契約社員、パート及びアルバイト等を含む。）であっても、全て提出させること。

3.3.5 受注者は、受注決定後、速やかに本仕様書に基づく次の事項について、詳細な設計を行い、科学捜査研究所と打合せを行い、承認を受けること。

- システム構成図
- 導入スケジュール
- 導入する機器等の設定に係る設計書
- 情報セキュリティ機能の詳細仕様に係る設計書
- その他、受注決定後に科学捜査研究所から指示を受けた設計書

3.3.6 障害の復旧に当たっては、復旧にむけた具体的体制、手順等をあらかじめ策定し、科学捜査研究所の承認を得た上で、復旧用バックアップ媒体及び復旧用マニュアルを作成すること。

3.3.7 納入した機器等について、利用期間中に判明したプログラムのバグ、セキュリティホール、その他の不具合が発見された場合は速やかに対策を講じること。

3.3.8 利用期間中、機器等の運用を支援すること。

3.3.9 受注者は、作業完了後に次の図書等を、紙媒体（2部）又は科学捜査研究所の指定する形式の電子データにより納入すること。

- 完成図書（詳細は受注決定後に科学捜査研究所と協議の上、決定する。）
 - ・ 完成図面
 - ・ 納入物一覧表

- ・ 立会検査試験成績書
 - ・ 実施設計書
 - ・ 作業工程表
 - ・ 機器等に係る設定内容についての説明書
 - ・ 機器等詳細仕様書
- その他、別途科学捜査研究所が指示する文書
- 3.3.10 機器等の納入に当たって発生した廃棄物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）」に基づいて適正に処分すること。
- 3.3.11 本仕様書に明記されていない事項で必要と思われる作業等については、科学捜査研究所と協議の上、実施すること。

3.4 機器等の納入作業

- 3.4.1 機器等は、京都府警察本部の科学捜査研究所が指定する場所に運用開始までに、使用できる状態で納入すること。
- 3.4.2 機器等の納入に当たり、電源措置及び配線の保護措置が必要となる場合は、科学捜査研究所と協議の上、受注者の負担において行うこと（OAタップ、ケーブルカバー等が必要となる場合には、受注者において必要数を用意して対応すること。）。
- 3.4.3 納入先への車両乗り入れは、原則として行わないこと。ただし、物品、機材等の運搬のため、やむを得ず乗り入れる必要がある場合には、事前に科学捜査研究所に報告し、承認を受けること。
- 3.4.4 機器等の納入作業は、納入先に作業員を派遣し、受注者が設けた作業責任者において、納入先の担当者と調整を行い、警察活動に支障を及ぼさないよう十分に配慮して実施すること。
なお、作業責任者及び作業員（以下「作業責任者等」という。）については、事前に科学捜査研究所に報告し、承認を受けること。
- 3.4.5 納入時には、作業責任者等が納入先における受付業務、進捗管理業務、物品管理業務等を実施し、納入作業が円滑に行えるように努めること。

3.5 機器等の保守条件

- 3.5.1 京都府の休日を定める条例（平成元年京都府条例第4号）に規定する府の休日を除く午前9時00分から午後5時30分の間、機器等に係る障害発生の受付を行うこと。
- 3.5.2 年末年始等長期間にわたる休日、受注者の休業日（土曜、日曜、祝日及び夜間帯を含む。）等における対応については、別途科学捜査研究所と協議し、運用への影響が最小限となるように努めること。
- 3.5.3 保守期間内における機器等の修理及び消耗品以外の部品等の交換に要する費用は本契約に含むこと。
- 3.5.4 液晶割れ、水濡れ等による破損については、故意である場合を除き対応すること。
- 3.5.5 故障した内蔵記憶装置については、科学捜査研究所で物理的破壊を行うものとする。
- 3.5.6 機器等を故障により交換した場合は、その都度、科学捜査研究所の指示を受けて、内蔵記憶装置以外のものに記録されているデータの完全消去を実施し、科学捜査研究所の確認を受けること。

3.6 賃貸借契約期間満了後の取扱い

- 3.6.1 機器等は、賃貸借契約期間満了後返還するものとし、返還に必要な運搬等の費用は受注者の負担とする。
- 3.6.2 データの記録可能な機器等は、賃貸借契約期間満了後に完全に消去するものとし、内蔵記憶装置については、科学捜査研究所で物理的破壊を行った上で返還するものとする。

4 情報セキュリティの確保に関する特記事項

4.1 保護すべき情報の範囲

4.1.1 受注者は、機器等に関し、科学捜査研究所から提供する情報その他機器等において知り得た情報（以下「保護すべき情報」という。）の機密性、完全性及び可用性を維持すること（以下「情報セキュリティ」という。）に関して、その万全を期すこと。

4.1.2 保護すべき情報の範囲は以下のとおりとすること。

- 機器等において、科学捜査研究所が部外秘の指定をした事項に属する文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）
- 機器等において、科学捜査研究所が部外秘の指定をした事項に属する物件
- 前記を基に、受注者が作成（複製及び写真撮影を含む。）した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）又は物件のうち、科学捜査研究所が指定したもの

4.2 下請負の禁止

4.2.1 受注者は、機器等に関する業務の全部又は一部を第三者に下請負させてはならないものとする。ただし、やむを得ず下請負をさせるときは、その下請負先、契約内容等を記した書面を添え、科学捜査研究所に申請すること。

4.2.2 前項ただし書により下請負をさせる場合、受注者が下請負者との間で締結する契約において、本仕様書と同等の情報セキュリティの確保が行われるよう定めるものとする。

4.2.3 前項の契約について、情報セキュリティの確保が十分満たされていないと科学捜査研究所から指摘された場合は、速やかに是正するものとする。

4.2.4 4.2.1 ただし書により受注者が下請負させる場合、機器等に係る作業に従事する受注者以外の事業者（以下「下請負者等」という。）における情報セキュリティの確保について、受注者は本仕様書に従うよう、必要な通知、申請、確認等を行うものとする。

4.3 情報セキュリティ確保のための体制等の整備

4.3.1 受注者は、保護すべき情報に係る情報セキュリティを確保するために必要な体制を整備するものとする。

4.3.2 受注者は、受注者の代表者又は代表者から代理権限を与えられた者を情報セキュリティに係る責任者（以下「情報セキュリティ責任者」という。）とし、情報セキュリティ責任者の下に、保護すべき情報の管理に係る管理責任者を指定し科学捜査研究所に報告するものとする。

4.3.3 受注者は、保護すべき情報に接する者（受注者及び下請負者等における、派遣社員、契約社員、パート及びアルバイト等を含む。以下「取扱者」という。）から情報セキュリティの確保に関する誓約書を徴取するとともに、取扱者の名簿を作成し、同名簿を科学捜査研究所に通知するものとする。

なお、科学捜査研究所の承認を受けて、作業責任者等から提出させる誓約書を情報セキュリティの確保に関する誓約書に代えることができるものとする。

4.3.4 受注者は、受注決定後速やかに、情報セキュリティ確保のため、取扱者に対し作業内容に応じた教育計画を作成し、科学捜査研究所の承認を得るものとする。

なお、受注者があらかじめ当該計画を有する場合には、これに代えることができるものとする。

4.3.5 科学捜査研究所は受注者に対し、前項の教育計画の実施状況について、報告を求めることができるものとする。

4.4 守秘義務

4.4.1 受注者は、保護すべき情報を機器等の構築期間、契約期間中のほか、契約満了後においても第三者に開示又は漏えいしてはならないものとする。

- 4.4.2 取扱者は、在職中及び離職後においても、保護すべき情報を第三者に開示又は漏えいしてはならないものとする。
- 4.4.3 受注者又は下請負者等がやむを得ず保護すべき情報を第三者に開示しようとする場合には、あらかじめ、書面により科学捜査研究所に申請し許可を得るものとする。

4.5 業務管理

- 4.5.1 機器等に関して、科学捜査研究所が受注者に提供する情報（以下「業務情報」という。）及び科学捜査研究所が受注者に貸与する機器等に関する仕様書その他の資料（以下「業務資料」という。）については、受注者は、特に厳重な取扱いを行うものとし、その保管管理につき、科学捜査研究所に対し一切の責を負うものとする。
- 4.5.2 指定する場所において個別業務を行う場合に持ち込む物品、業務情報、業務資料等は適正に管理するものとする。また、科学捜査研究所の承諾なくしては、その場所から物品、業務資料等を持ち出してはならないものとする。
- 4.5.3 受注者は、業務情報及び業務資料を、機器等に関する業務の実施その他科学捜査研究所の指定した目的以外に使用してはならないものとする。
- 4.5.4 受注者は、業務情報について、機器等の契約が終了したとき又は科学捜査研究所から廃棄を求められたときは、科学捜査研究所が認める方法により廃棄するものとする。
- 4.5.5 受注者は、業務資料を、科学捜査研究所の承諾なくしては、方法のいかんにかかわらず複製・複写してはならないものとする。
- 4.5.6 受注者は、機器等の契約が終了し業務資料について科学捜査研究所から返還を求められたときは、直ちにこれを科学捜査研究所へ返還するものとする。

4.6 脆弱性対策等の実施

- 4.6.1 受注者は、機器等に関する業務を実施するに当たり、情報システムを使用する場合について、当該情報システムのアクセス権の付与を業務上必要な者に限るとともに、保護すべき情報へのアクセスを記録する措置を講ずるものとする。
- 4.6.2 受注者は、情報システムに対する不正アクセス、コンピューター・ウイルス、不正プログラム感染等情報システムの脆弱性に係る情報を収集し、これに対処するための必要な措置を講ずるものとする。

4.7 情報セキュリティの対策の履行状況の確認

- 4.7.1 受注者は、受注決定後速やかに、本仕様書が定める項目を含む情報セキュリティ対策の履行状況（以下「情報セキュリティ対策履行状況」という。）を確認するとともに、確認結果について科学捜査研究所に報告し、承認を得るものとする。
- 4.7.2 受注者は、受注決定後、情報セキュリティ対策履行状況を確認するとともに、確認結果について科学捜査研究所に報告し、承認を得るものとする。
- 4.7.3 情報セキュリティ対策履行状況の報告方式については、受注決定後に科学捜査研究所が指示する。
- 4.7.4 受注者は、下請負者等における情報セキュリティ対策履行状況についても、受注者に準じた確認を行い、その結果を科学捜査研究所に対して報告し、承認を得るものとする。

4.8 情報セキュリティ侵害事案等事故発生時の措置

- 4.8.1 受注者は、受注者の従業員若しくは下請負者等の故意又は過失により、次の情報セキュリティ侵害事案等事故（以下「情報セキュリティ事故」という。）が発生したときには、受注者として科学捜査研究所に対し一切の責を負うものとする。
- 保護すべき情報のほか、契約に係る情報について、外部への漏えい又は目的外利用が行われた場合

- 保護すべき情報のほか、契約に係る情報について、認められていないアクセスが行われた場合
 - 保護すべき情報を取扱い、若しくは取り扱ったことのある電子計算機又は外部記録媒体にコンピューター・ウイルスの感染が認められた場合
 - その他契約に係る情報の侵害、紛失、破壊等の事故が発生し、又はそれらの疑いがある場合
- 4.8.2 受注者は、機器等に関する業務の履行に際し、情報セキュリティ事故があったときは、適切な措置を講ずるとともに、速やかにその詳細を科学捜査研究所に報告するものとする。
- 4.8.3 科学捜査研究所は、情報セキュリティ事故が発生した場合、必要に応じて受注者に対し調査を実施することとし、受注者は科学捜査研究所が行う当該調査について全面的に協力するものとする。
- 4.8.4 情報セキュリティ事故が下請負者等において発生した場合、受注者は科学捜査研究所が当該下請負者等に対して前項の調査を実施できるよう、必要な協力を行うものとする。
- 4.8.5 受注者は、情報セキュリティ事故の損害、影響等の程度を把握するため、必要な業務資料等を契約終了時まで保存し、科学捜査研究所の求めに応じて提出するものとする。
- 4.8.6 情報セキュリティ事故が受注者の責めに帰すべき事由による場合、当該措置に必要な経費については、受注者の負担とする。

4.9 情報セキュリティ監査

- 4.9.1 科学捜査研究所は必要に応じて、受注者に対し情報セキュリティ対策に関する監査を行うものとし、監査の実施に当たり、科学捜査研究所の指名する職員を受注者の事業所その他関係先に派遣することができる。この場合、受注者は、監査を受け入れる部門、場所、時期、条件等を記載した、「情報セキュリティ監査対応計画書」を事前に科学捜査研究所に提出するものとする。
- 4.9.2 科学捜査研究所は、情報セキュリティ対策に関して特段の必要が生じた場合、緊急に監査を実施することができる。
- 4.9.3 受注者は、科学捜査研究所が情報セキュリティ対策に関する監査を実施する場合、科学捜査研究所の求めに応じ、必要な協力（科学捜査研究所の指名する職員による取扱施設への立入り及び関係書類の閲覧等）をしなければならない。
- 4.9.4 科学捜査研究所が下請負者等に対して情報セキュリティ対策に関する監査を行うことを求める場合、受注者は当該監査の実施のために必要な協力を行うこととする。
- 4.9.5 受注者は、自ら情報セキュリティ対策に関する監査を行った場合は、その結果を科学捜査研究所に報告することとする。
- 4.9.6 科学捜査研究所は、監査の結果、情報セキュリティ対策が十分に満たされていないと認められる場合は、その是正のための必要な措置を講ずるよう受注者に求めることができる。
- 4.9.7 受注者は、科学捜査研究所から求めがあったときは、速やかにその是正措置を講じなければならない。

5 機器等仕様

5.1 基本的事項

5.1.1 機器等の数量は次のとおりとすること。

名 称	数 量
正立型蛍光顕微鏡	1 式
制御用デスクトップ型パソコン	1 式
顕微鏡カメラ	1 式
プリンタ	1 式

5.1.2 機器等仕様の詳細は、「6 機器等詳細仕様」のとおりとすること。

5.1.3 機器等の動作条件は、次のとおりであること。

- 環境条件 温度 10～35℃
相対湿度 20～80%（結露なきこと。）
- 電源条件 電圧 AC100V±10%
周波数 50/60±1Hz

5.1.4 機器等は、将来の増設に対応できるものであること。

5.1.5 機器等には、日本語マニュアル（紙媒体2部又は科学捜査研究所が指定するファイル形式の電子データ）を添付すること。

なお、マニュアルに日本語以外のものがある場合は、事前に科学捜査研究所の確認を受けること。

5.1.6 ソフトウェアは日本語の入出力が可能なものであること（特に指示する場合を除く。）。

5.1.7 ソフトウェアは原則として納入の時点における最新のバージョンとすること（特に指示する場合を除く。）。

5.1.8 ソフトウェアは、指定する場合を除き、原則としてライセンス製品により導入すること。

5.1.9 ライセンス製品には、インストール用媒体を原則2式以上付属させること。

6 機器等詳細仕様

6.1 正立型蛍光顕微鏡仕様

6.1.1 ハードウェア

項 目	仕 様 等
本体	Z E I S S A x i o l a b 5相当品であること。
光学系	○ 無限遠光学系であること。 ○ 透過光、蛍光に対応していること。 ○ 透過光の光源は、LED光源であること。
レンズ	○ 接眼レンズは10倍で、視野数23mmであること。 ○ 対物レンズは10倍（開口数0.25）、20倍（開口数0.45）、40倍（開口数0.65）の3本を具備していること。
その他	○ レボルバは5穴で、口径はM27であること。 ○ ステージノブは左で、トルク及び長さ調節が可能であること。

6.2 制御用デスクトップ型パソコン

6.2.1 ハードウェア

項目	仕様等
本体	HP Z2相当品であること。
OS	○ Windows 10 IoT Enterprise LTSC 2021 64ビットであること。
CPU	○ Intel Core i5-12500以上を搭載していること。
メモリ	○ 16GB DDR5-4800以上を搭載していること。
ストレージ	○ 512GB SSD+8TB HDD以上を搭載していること。
インターフェース	○ USB Type-A (10Gbps) を4つ以上搭載していること。 ○ USB Type-A (5Gbps) を1つ以上搭載していること。
その他	○ 日本語キーボードを付属させること。 ○ マウスを付属させること。 ○ 24インチモニタ (最大解像度: 1920×1200 pixels) 以上を付属させること。

6.2.2 ソフトウェア

項目	仕様等
画像取得ソフトウェア	ZEN liteを搭載すること。
画像処理ソフトウェア	ImageJ (Fiji) を搭載すること。
統計処理ソフトウェア	統計処理ソフトRを搭載すること。
ウイルス対策用ソフトウェア	○トレンドマイクロ社製 ウイルスバスターコーポレートエディションをインストールすること。 ○ライセンスについては、京都府警が別途用意する。
その他	各ソフトウェアは、原則としてライセンス形式で導入すること。

6.3 顕微鏡カメラ

6.3.1 ハードウェア

項目	仕様等
本体	ZEISS Axio cam 105 color相当であること。
機能	○ 有効画素数は、2592 (H) × 1944 (V) 500万画素以上であること。 ○ 画素サイズは、2.2 μm × 2.2 μmであること。 ○ フレームレートは30 fps @ 1ms、2592 × 1944であること。

6.4 プリンタ

6.4.1 ハードウェア

項目	仕様等
本体	Canon PIXUS TS6330相当品であること。
解像度	4800×1200 dpi以上であること。

印字速度	L判で約18秒以下、A4サイズでカラー約10.0ipm以上、モノクロ約15.0ipm以上であること。
用紙サイズ	A4、A5、B5、レター、リーガル、洋形封筒4号/6号、長形封筒3号/4号、はがき、郵便往復はがき、名刺、スクエア、六切、2L判、L判及びKGに対応していること。
インターフェース	USB(USB2.0以上対応)インターフェースを搭載していること。
ドライバ	Windows10 IoT Enterprise LTSC 2021に対応していること。
その他	USBケーブルと電源ケーブルを付属させること。